

2018年2月20日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

産業ファンド投資法人 (コード番号 3249)

代表者名 執行役員 倉都 康行

URL : <http://www.iif-reit.com/>

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 辻 徹

問合せ先 執行役員インフラストラクチャル本部長 上田 英彦

TEL : 03-5293-7091

### 新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

産業ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2018年2月20日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 公募による新投資口発行

- (1) 募集投資口数 下記①及び②の合計による本投資法人の投資口（以下「本投資口」という。）109,800口
- ① 下記(4)①及び②記載の各募集における国内引受会社及び海外引受会社の買取引受けの対象投資口として本投資口107,200口
- ② 下記(4)②記載の海外募集における海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象投資口の上限として本投資口2,600口
- (2) 払込金額 (発行価額) 未定  
(2018年2月28日(水)から2018年3月2日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に開催する役員会において決定する。なお、払込金額（発行価額）とは、本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として下記(4)②記載の引受人から受け取る金額である。)
- (3) 払込金額（発行価額）の総額 未定
- (4) 募集方法 ① 国内一般募集  
日本国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は、一般募集とし、SMBC日興証券株式会社、野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー（以下「国内共同主幹事会社」と総称する。）

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

とする引受シンジケート団に国内一般募集分の全投資口を買取引受けさせる。国内共同主幹事会社以外の引受人は、みずほ証券株式会社及び株式会社SBI証券（国内共同主幹事会社と併せて「国内引受会社」と総称する。）とする。

② 海外募集

海外における募集（以下「海外募集」といい、国内一般募集と併せて「本募集」という。）は、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家への販売のみとする。）における募集とし、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited 及び Citigroup Global Markets Limited を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社（以下「海外引受会社」と総称し、国内引受会社と併せて以下「引受人」という。）に海外募集分の全投資口を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)②記載の追加的に発行する本投資口を買い取る権利を付与する。

③ ジョイント・グローバル・コーディネーター

本募集及び下記「2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村証券株式会社、SMBC日興証券株式会社及びMorgan Stanley & Co. International plcとする。

④本募集における発行価格（募集価格）は、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とする。

⑤本募集の総口数は109,800口であり、国内一般募集における口数は53,600口を目処とし、海外募集における口数は56,200口（海外引受会社による買取引受けの対象口数53,600口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数2,600口）を目処として募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

- |     |             |   |
|-----|-------------|---|
| (5) | 引受人の対価      | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、本募集における発行価格（募集価格）の総額と払込金額（発行価額）の総額との差額を引受人の手取金とする。 |
| (6) | 申込単位        | 1口以上1口単位  |
| (7) | 国内一般募集の申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。  |
| (8) | 払込期日        | 2018年3月7日（水）から2018年3月9日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。            |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (9) 受 渡 期 日 払込期日の翌営業日
- (10) 発行価格（募集価格）及び払込金額（発行価額）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売 出 人 及 び 売 出 投 資 口 数 SMBC日興証券株式会社 2,600 口  
上記売出投資口数は、国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、SMBC日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数である。なお、売出投資口数は上限を示したものであり、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。
- (2) 売 出 価 格 未定  
(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は、国内一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。)
- (3) 売 出 価 格 の 総 額 未定
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、SMBC日興証券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から2,600口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (6) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (8) 国内一般募集を中止した場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 募 集 投 資 口 数 2,600 口
- (2) 払 込 金 額 未定  
( 発 行 価 額 ) (発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、払込金額（発行価額）は、国内一般募集における払込金額（発行価額）と同一とする。)
- (3) 払込金額（発行価額）の総額 未定
- (4) 割当先及び投資口数 SMBC日興証券株式会社 2,600 口
- (5) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (6) 申込期間（申込期日） 2018年4月3日（火）
- (7) 払 込 期 日 2018年4月4日（水）

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目録見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (8) 上記(6)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 国内一般募集を中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。
- (10) 払込金額（発行価額）、その他第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、SMBC日興証券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から2,600口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出口数は上限の売出口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために、本投資法人は2018年2月20日（火）開催の本投資法人の役員会において、SMBC日興証券株式会社を割当先とする本投資口2,600口の第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）を、2018年4月4日（水）を払込期日として行うことを決議しています。

また、SMBC日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2018年3月30日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。SMBC日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、SMBC日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。また、安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を、海外募集の一部の決済にあてるため、海外引受会社に譲渡する場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、SMBC日興証券株式会社は本第三者割当に係る割当に応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

上記に記載の取引について、SMBC日興証券株式会社は、野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目録見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口の総口数の推移

現在の発行済投資口の総口数	1,588,656口
本募集に係る新投資口発行による増加投資口数	109,800口 (注1)
本募集に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	1,698,456口 (注1)
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	2,600口 (注2)
本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	1,701,056口 (注2)

(注1) 上記「1. 公募による新投資口発行 (1)②」に記載の海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の全てが海外引受会社により行使され、発行が行われた場合の口数です。

(注2) 本第三者割当の募集投資口数の全口数に対しSMBC日興証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数です。

(注3) 本募集及び本第三者割当の発行口数の発行済投資口の総口数比（本募集及び本第三者割当の発行口数の上限を、現在の発行済投資口の総口数で除した数値）は7.1%です。

3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産を取得することによるポートフォリオの収益力向上と財務安定性の向上を目的として、マーケット動向及び1口当たり分配金の水準等を勘案した結果、国内一般募集及び海外募集（グローバル・オファリング）による新投資口の発行を決定したものです。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

13,132,478,800円（上限）

(注) 国内一般募集における手取金6,262,463,200円、海外募集における手取金上限6,566,239,400円及び本第三者割当における手取金上限303,776,200円を併せたものです。また、上記金額は2018年1月29日（月）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

調達する資金については、本日付で公表した「国内不動産及び不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載の本投資法人による新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。）の取得資金の一部に充当します。

5. 配分先の指定

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本日付で公表した「2018年7月期（第22期）及び2019年1月期（第23期）の運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目録見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

7. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3営業期間の運用状況（注1）

	2016年6月期	2016年12月期	2017年7月期（注4）
1口当たり当期純利益（注2）	9,590円	9,764円	11,948円
1口当たり分配金	9,590円	9,768円	11,674円
うち1口当たり利益分配金	8,440円	9,765円	11,667円
うち1口当たり利益超過分配金	1,150円	3円	7円
実績配当性向（注3）	88.0%	100.0%	100.0%
1口当たり純資産	266,048円	266,503円	294,608円

（注1）本「(1)最近3営業期間の運用状況」においては、2016年6月期、2016年12月期及び2017年7月期を最近3営業期間として記載しています。

（注2）1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。

（注3）実績配当性向については、次の算式により計算しています。

$$\text{実績配当性向} = \text{1口当たり分配金（利益超過分配金は含まない）} \div \text{1口当たり当期純利益} \times 100$$

なお、2016年6月期の実績配当性向を、実績配当性向＝1口当たり分配金（利益超過分配金を含む）÷1口当たり当期純利益×100で算出すると100.0%となります。

また、2017年7月期の実績配当性向については、期中に新投資口の発行を行っていることから、次の算式により計算しています。

$$\text{実績配当性向} = \text{分配金総額（利益超過分配金は含まない）} \div \text{当期純利益} \times 100$$

（注4）本投資法人は、2016年9月30日開催の第6回投資主総会の決議により、本投資法人の決算期を各年6月末日及び12月末日から各年1月末日及び7月末日に変更しています。これに伴い2017年7月期は2017年1月1日から2017年7月31日までの7か月決算となっています。以下同じです。

(2) 最近の投資口価格の状況

①最近3営業期間の状況

	2016年12月期	2017年7月期	2018年1月期（注）
始 値	572,000円	555,000円	499,500円 □125,200円
高 値	589,000円	567,000円	521,000円 □125,400円
安 値	500,000円	488,500円	454,000円 □122,300円
終 値	557,000円	499,000円	507,000円 □124,800円

（注）本投資法人は、2018年1月31日を基準日、2018年2月1日を効力発生日として、投資口1口につき4口の割合をもって投資口分割を行っています。なお、2018年1月期については、2018年1月29日より当該投資口分割による権利落後の投資口価格で取引されており、□印は、当該投資口分割による権利落後（2018年1月29日から31日まで）の投資口価格の始値、高値、安値及び終値を示しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目録見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

②最近6ヶ月間の状況

	2017年 9月	10月	11月	12月	2018年 1月(注1)	2月(注2)
始 値	495,000円	475,500円	463,500円	489,000円	488,000円 □125,200円	124,700円
高 値	499,500円	480,500円	491,500円	497,000円	521,000円 □125,400円	125,300円
安 値	476,500円	454,000円	457,500円	477,500円	484,500円 □122,300円	111,800円
終 値	477,000円	463,500円	491,500円	484,000円	507,000円 □124,800円	123,000円

(注1) 本投資法人は、2018年1月31日を基準日、2018年2月1日を効力発生日として、投資口1口につき4口の割合をもって投資口分割を行っています。なお、2018年1月期については、2018年1月29日より当該投資口分割による権利落後の投資口価格で取引されており、□印は、当該投資口分割による権利落後（2018年1月29日から31日まで）の投資口価格の始値、高値、安値及び終値を示しています。

(注2) 2018年2月の投資口価格については、2018年2月19日現在の数値を記載しています。

③発行決議日の前営業日における投資口価格

	2018年2月19日
始 値	120,500円
高 値	123,000円
安 値	120,500円
終 値	123,000円

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

発 行 期 日	2017年2月14日
調 達 資 金 の 額	21,308,237,346円
払 込 金 額 ( 発 行 価 額 )	489,417円
募集時における発行済投資口数	352,564口
当該募集による発行投資口数	43,538口
募集後における発行済投資口総数	396,102口
発行時における当初の資金使途	全額を取得予定の特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2017年2月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目録見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

・第三者割当増資

発行期日	2017年3月3日
調達資金の額	519,760,854円
払込金額（発行価額）	489,417円
募集時における発行済投資口数	396,102口
当該募集による発行投資口数	1,062口
募集後における発行済投資口総数	397,164口
割当先	野村證券株式会社
発行時における当初の資金使途	全額を取得予定の特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2017年3月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

8. その他（売却・追加発行等の制限）

- (1) 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社は、本募集に関し、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、発行価格等決定日に始まり、国内一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、本募集の前から所有している本投資口につき、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、原則として本投資口の売却等を行わない旨を合意しています。
- (2) 三菱商事株式会社は、本募集に関し、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、発行価格等決定日に始まり、国内一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、本募集の前から所有している本投資口につき、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、原則として本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付け等を除きます。）を行わない旨を合意しています。
- (3) 本投資法人は、本募集に関し、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、発行価格等決定日に始まり、国内一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、本投資口の発行等（ただし、本募集、本第三者割当及び投資口分割による投資口の発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。
- (4) 上記(1)乃至(3)のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、制限期間中にその裁量で当該合意内容の一部又は全部を解除し、又は制限期間を短縮する権限を有しています。

（ご参考）本日付で公表した他のプレスリリース

- 「国内不動産及び不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ」
- 「2018年7月期（第22期）及び2019年1月期（第23期）の運用状況の予想に関するお知らせ」
- 「資金の借入れ（新規借入れ及び借換え）に関するお知らせ」
- 「2018年2月20日付で公表したプレスリリースの補足資料」
- 「コミットメント型タームローン契約の締結に関するお知らせ」

以上

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目録見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。